

令和4年度 第29回 日神杯 横浜市女子柔道選手権大会 第17回 日神杯 横浜市ジュニア柔道選手権大会 大会要項

1. 主 催 横浜市柔道協会
2. 協 賛 日神グループ
3. 後 援 横浜市教育委員会・横浜市市民局・(公財)横浜市スポーツ協会・神奈川県柔道連盟
ダイドードリンコ株式会社
4. 日 時 令和4年9月4日(日) 午前9時30分開場 午前10時10分開会
5. 会 場 横浜武道館 1階武道場
横浜市中区翁町2-9-10
JR「関内駅」下車 南口から徒歩6分
市営地下鉄「伊勢佐木長者町駅」下車 徒歩4分
6. 参加資格 (1) 横浜市に在住・在学・在勤いずれかの男女小学4～6年生及び中学生以上の女子。
(2) 令和4年度全日本柔道連盟登録済みの者。
7. 試合区分 個人戦
ジュニア大会(小学生)
◇4年生の部(男女) ◇5年生男子の部(男) ◇6年生男子の部(男)
◇5・6年生女子の部(女)
女子大会(中学生の部は一級、有段者を除く)
◇中学生44kg級 ◇中学生48kg級 ◇中学生57kg級 ◇中学生57kg超級
◇高校生・一般無段の部(一級、有段者を除く)
◇一級の部 ◇有段者の部(中学生の有段者を含む)
8. 競技方法 (1) 個人戦は各区分ともトーナメント戦とする。
(申し込み人数によってはリーグ戦にする場合もある)
9. 競技規定 (1) 国際柔道連盟試合審判規定及び本大会の申し合わせ事項による。小学生の部、中学生の部については国内における「少年大会特別規程」を適用する。
①優勢勝ちの判定基準
得点差や「僅差」が無い場合でも延長戦は行わず、審判員の判定によって必ず勝敗を決定する。
※「僅差」とは選手間に技による評価の差がなく、一方に「指導」が2あった場合「指導」が少ない選手を「僅差」による優勢勝ちとする。
②試合時間は、3分間とする。但し審判員が「時間」と宣告したとき以外は時計を止めない。
(2) 審判規定運用上の申し合わせ事項
①女子大会の絞技・関節技の取り扱いは、全ての試合区分において、国内における「少年大会特別規程」に準ずる。(絞技・関節技を用いることを禁止する)
②他の申し合わせ事項は開会式で確認する。
10. 表 彰 (1) 各区分ごとにベスト8まで表彰する。3位決定戦は行わない。
(2) 出場者全員に参加賞を授与する。
11. 申し込み (1) 申込期日 令和4年8月4日(木) 必着
(普通郵便の場合は8月2日(火)までに投函)
(2) 申 込 先 〒220-0061 横浜市中区久保町21-20-602
横浜市柔道協会事務局 鈴木常夫 宛
(3) 申込方法 所定の申込書と短冊に必要事項を記入の上、上記まで郵送する。
※ 短冊の試合区分・メンバーID・身長・体重を正確に記入する。
※ 申し込み時点での段・級で試合区分を決める。
※ 小学生、中学生の参加については、保護者の同意を得て申し込む。

- (4) 大会当日に申し込み済みの試合区分の変更は認めない。
※ 試合区分の間違いや身長・体重が申告と著しく異なることが発覚した場合は失格にする。
※ 申込責任者は失格者を出さないように選手の段級や体重を確認してから申し込む。

個人情報の扱いについて

申込責任者は出場者の氏名・所属名・写真・映像等の個人情報を大会プログラム及び報道発表・テレビ放映等に掲載・使用することについて、本人の同意を得て申し込む。

小学生、中学生については保護者の同意も得て申し込む。

12. 参加費 無 料

13. 武道館の使用方法
- (1) 更衣は1F更衣室を使用し荷物は更衣室のロッカーか廊下のロッカーで保管する。
 - (2) 貴重品は小学生は引率者、女子は団体ごとに管理する。
 - (3) ゴミは各自で自宅まで持ち帰る。
 - (4) エントランスや廊下で練習をしない。
 - (5) 自家用車で来場した場合は必ず有料駐車場を利用し、絶対に路上駐車をしない。
 - (6) その他、柔道人としてのマナーを守る。

14. そ の 他
- (1) 背中に規定のゼッケンを縫い付けた柔道衣を着用する。
 - (2) 女子の柔道衣の中に着用するTシャツは規定通り（白・無地）とする。
 - (3) 一級の部以上の勝ち点は昇段審査の成績に加算できる。
 - (4) 負傷等の事故については、応急処置を施すがそれ以上の責任は負わない。
但し、主催者が参加者全員について傷害保険に加入する。
 - (5) 脳震盪について
選手及び指導者は次の事項を遵守すること。
 - ①大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
 - ②大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。（なお、至急、専門医（脳神経外科）の精査を受けること）
 - ③練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
 - ④当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し、書面により事故報告書を提出すること。
 - (6) 皮膚真菌症（トンズラス感染症）について、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については迅速に医療機関において、的確な治療を行うこと。
もし、選手に皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができない場合もある。
 - (7) 大会要項に定められていない事態が生じた場合は、主催者の判断により処理する。

新型コロナウイルス感染症予防対策について

- ①入場者数制限を設ける。
 - ・ジュニア大会は選手と主催者が事前に認めた指導者及び引率者以外の入場を認めない。
 - ・女子大会は選手と申込団体代表及び公認指導者・学校顧問特例資格者以外の入場を認めない。
 - ②入場者は「健康記録表兼同意書」を提出する。
健康記録表や検温で問題がある場合は入場を認めない。
「健康記録表兼同意書」は申し込み受付後に申し込み団体に送付する。
 - ③選手は試合時のみマスクを外す（任意）が、その他関係者は常時マスクを着用する。
 - ④試合中の「待て」から「始め」までの指導者の選手への指示・応援は大声を出さない。
 - ⑤観覧席からの応援は拍手のみとし声援を禁止する。
- ※詳細は申し込み団体に後日送付する「注意事項」を参照すること。